

## 公立大学法人秋田公立美術大学年度計画

### 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 1年次に取得可能な美術理論や美術史などの専門共通科目を開講し、体系的なカリキュラム構成を実施する。

イ 教養科目群の「東北造形史」、「日本史」、「東北生活文化論」、「文化人類学」などを開講する。

ウ 「英語による現代美術評論1」、「異文化コミュニケーション論」等の授業を開講し、海外での活動を視野に入れた教育を実践する。

エ 「東北造形史」、「東北生活文化論」、「美術理論・美術史」、「東洋美術史」、「デザイン史」、「工芸概論」、「日本美術史」、「西洋美術史」、「近代絵画史」、「現代芸術論」を開講することにより、地域に根ざした芸術・文化を、海外の美術動向や美術史の中にも的確に位置づける教育を行う。

オ 地域からの芸術に関連した要望を積極的に学生に公開し、デザイン等の公募に参加させることにより、地域社会の発展に貢献する意識を醸成する。

##### (2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

##### ア 学生の受入れに関する目標を達成するための措置

(ア) 入学者への入試に関するアンケート調査を実施し、入学動機等を分析する。

(イ) 大学のカリキュラムを解説したPR映像を作成し、進学相談会のブースにおいて上映する。

(ロ) 大学案内を作成し、進学説明会や高校訪問で配布する。

(エ) 高校訪問時の聞き取りなどにより、高校側はどのような情報を求めているか調査する。

(オ) 入学者選抜の概要を作成し、高等学校等に送付する。

(カ) 高校を中心に予備校にも訪問し、担当教員へ積極的にPRして

いく。

- (キ) 主要都市で開催する進学相談会に参加し、本学のPRを行う。
- (ク) オープンキャンパスを7月と9月に開催する。
- (ケ) ホームページについて、大幅にリニューアルする。
- (コ) 「大学コンソーシアムあきた」主催の高大連携授業を行い、大学の周知に努める。
- (カ) 本学のPRを図るため、以下を行う。
  - ・受験生や高等学校教員の学校見学を受け入れる。
  - ・受験情報誌および受験生向けのウェブサイトの本学の情報を掲載する。
  - ・受験生等の往来の多いJR秋田駅構内に、定期的に本学のポスターを掲示する。
  - ・新聞に本学の広告を掲載する。
- (シ) 高校生等にデッサン力向上のための実技の講習の場を提供する。
- (ス) 入学者受入方針（アドミッションポリシー）を様々な募集機会を活用しながらPRするとともに、大学の特色である、学科全体で募集する総合入試、1・2年次は専門科目全体を横断的に学ぶことなどについても合わせてPRを行う。
- (セ) 入試委員会に入試制度検証のための組織を設置し、入試結果の分析と入試制度の研究を行う。
- (リ) 専攻のジャンルにとらわれない一括選抜（総合入試）を引き続き実施する。
- (タ) 他大学の試験に関する情報収集を行い、選抜試験の検討のための準備を進める。

#### イ 教育課程に関する目標を達成するための措置

- (ア) 1・2年次では「教養科目」「専門共通科目」を通して総合的に学び、3・4年次では、主に「専門専攻科目」によって、より高度な知識や技術を学ぶ教育体系とする。
- (イ) 卒業後の社会的自立のために「キャリア教育科目」を置く。
- (ウ) 教員および学芸員の養成のために必要な組織を設置し、「教職課程科目」「学芸員課程科目」を置く。

(エ) 教育実習等運営委員会を設置し、教育実習等に関する計画を立案する。（教育研究審議会、教育実習等運営委員会）

(オ) 秋田公立美術大学実習連絡協議会を設置し、大学外の関係機関との連絡調整等を行う。

(カ) 学内の入試委員会と広報委員会の連携を図り、効果的な入試戦略をたてる。（入試委員会）

(キ) 教職員を対象とした広報活動・入試戦略等の説明会を行い、全教職員による効果的な広報活動に繋げる。

ウ 教育方法に関する目標を達成するための措置

(ア) 学生が計画的かつ体系的に知識・技能・技術を習得できる教育

- ・学内での研修会やFD委員会の事業、学内情報システムを活用することにより、専攻内を含めて、教員間で常に情報を共有し、授業内容や指導方法に関して検討する。

- ・クラス担任や専攻教員で情報を共有し、学生指導の連携ができるような仕組みを検討する。

- ・入学者に希望する専攻のアンケート調査を実施し、学生指導に活用する。

- ・成績評価基準をシラバスに明確に記載する。

(イ) 学生が意欲的かつ主体的に学び、授業内容を理解できるような教育（教育研究審議会）

- ・他専攻の教員を交えた講評会や研究発表会、ディスカッション授業、学外での成果発表（展覧会での発表を含む）やプレゼンテーション等、多様な教育方法によって、教育効果を高めていく。

(ウ) 学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育む教育（教育研究審議会）

- ・学生が価値の多様性を認め共有できる柔軟な思考を育むため、フィールドワークや文化財・美術館・博物館・工房等の見学、対象地域の現地調査などを積極的に取り入れながら授業を行う。

- ・外部講師によるワークショップやレクチャーを行うことで、多様で効果的な教育を行う。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の配置に関する目標を達成するための措置

(ア) 客員教授が効果的な講義ができるように調整やサポートを行う。 (教務委員会)

(イ) 学外の専門家を招聘するための調査を行う。

(ウ) 専任教員や非常勤講師が効果的な講義ができるように調整やサポートを行う。

イ 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置

(ア) 長期修繕計画の策定に着手する。

(イ) 教育環境の充実を図るため、共通で使用する講義室等の設備について調査を行う。

(ウ) 教員が積極的に参加しやすいよう学内情報システムをリニューアルすることにより、授業関連情報などの共有と充実を進め、学生が利用しやすい情報環境の整備を行う。

ウ 教育活動の評価および改善に関する目標を達成するための措置

(ア) 教育活動の評価および評価結果の活用 (教育研究審議会)

・教員の評価については、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「学内運営」など多面的な観点による評価を取り入れることができるよう、教育活動の評価に関する評価システムの構築を進める。

・前期と後期で学生アンケートによる授業評価を行い、満足度評価4.0以上を目指す。(5点満点)

(イ) 教員の教育力向上のための組織的な取組

・組織的に教育力を向上させるため、ファカルティディベロップメント(FD)委員会を設置する。

・教育方法改善のため、教員相互の授業参観を試行する。

○ 数値目標

- ・図書館蔵書冊数：46,170冊以上
- ・アンケートの満足度評価：4.0以上(5点満点)
- ・FD取組事例数：2件以上

## 2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

### (1) 学習支援に関する目標を達成するための措置

ア 図書館の開館時間を午後8時まで1時間延長し、学習環境を充実させる。(短大に関しても準じる。)

イ 1学年を3クラスに分け、各クラスに3名の担任を設定し、学生10名程度に対し1人の担任教員を配置し、学生が相談しやすい体制を整備する。

ウ 各教員がオフィスアワーを設定するなど、学生の学習相談等に対応するための体制を検討する。(短大に関しても準じる。)

エ 成績優秀者を表彰し、奨学金を給付する。

オ 学生の作品展示場所として、アトリエももさだやサテライトセンターを活用するとともに、後援会による補助などを含め、展示のための支援を行う。(短大に関しても準じる。)

### (2) 生活支援に関する目標を達成するための措置

ア 生活相談および健康管理に関する目標を達成するための措置

(ア) 定期的な学生の健康診断を行うとともに、臨床心理士を採用し、看護師と一体となって学生の心身両面の相談を受けられる体制を整備する。(短大に関しても準じる。)

(イ) キャンパスガイドやポータルサイトなどを活用して、健康や生活に関する情報を学生に提供する。(短大に関しても準じる。)

イ 自主的活動の支援に関する目標を達成するための措置

(ア) 学生会や後援会の要望を聞きながら、学生のサークル活動などの課外活動に対して支援する。(短大に関しても準じる。)

(イ) 作品展示の機会やイベントの企画など、学生の自主的活動を後援会と連携しながら支援する。(短大に関しても準じる。)

### (3) 進路支援に関する目標を達成するための措置

ア 就職支援スタッフを2人配置し、新たな就職先の開拓ができるように、企業説明会への参加や企業訪問などを行い、企業が求める人材をリサーチする。(短大に関しても準じる。)

イ 進路支援のため、「キャリアデザイン1」などキャリア教育科目の授業を行う。

ウ 就職支援スタッフによるキャリアカウンセリングを行う。（短大に関しても準じる。）

エ 進路ガイダンス、会社説明会および求人情報について、学内情報システムを活用し、学生に提供する。（短大に関しても準じる。）

### 3 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

##### ア 大学の重点的研究分野への設定と取組

(ア) 文部科学省のCOC(Center of Community)構想へ申請するための準備を進める。（理事会）

(イ) 科学研究費等の外部研究資金の獲得に努める。そのため、教職員を対象とした科研費申請のための勉強会を開催し、科研費申請を積極的に行う。（事務局企画・評価室）

(ウ) 美術館やギャラリーにおける教員の作品発表の推奨を行う。

##### イ 先鋭的、複合的な研究への取組

(ア) 「大学コンソーシアムあきた」や、「秋田産学官ネットワーク」などを通して、他分野の研究者や他機関との情報交換を行う。

##### ウ 研究の評価

(ア) 評価が確立されていない分野や研究に対する新たな評価のあり方について検討する。

### ○ 数値目標

- ・ 科研費申請数：8件以上
- ・ 公募の入賞数：1件以上

#### (2) 研究実施体制の整備に関する目標を達成するための措置

##### ア 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

(ア) 内部競争的研究資金として、学内共同研究費を設定する。  
(教育研究審議会)

(イ) 学外の競争的研究資金に関する情報を教員へ周知する。

##### イ 研究環境の整備に関する目標を達成するための措置

(ア) 長期修繕計画の策定に着手する。

ウ 知的財産の創出・活用等に関する目標を達成するための措置

(ア) 意匠登録等、研究成果の知的財産化に関する意匠権セミナーを開催する。

#### 4 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産学官連携事業を推進する。（社会連携企画委員会）

(2) あきたアートプロジェクト事業における秋田市プロジェクトに参加する。

(3) 各種団体等が開催する研修会等へ積極的に参加し、情報入手に努めるとともに、職員のスキルアップを図る。

(4) 各種団体からの学生によるデザイン等の制作依頼に対応する。  
（短大に関しても準じる。）

(5) アトリエももさだにおいて教員展を開催する。

(6) 「他大学との連携事業」として、大学コンソーシアムあきたへ加入し、各大学と連携する。

(7) 大学コンソーシアムあきたによる高大連携授業の開講、高校の美術教員による美術系大学進学実技講習会に対する開講支援を行う。

(8) 子どもアトリエ、社会人向けデッサンスクール、アートスクール、デッサン講習会、公開講座を開講する。

#### ○ 数値目標

・ 産学官連携事業数：3件以上

#### 5 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外の大学と交流協定を締結するために、候補となり得る大学について調査を行う。

(2) 教員の海外での作品発表や研究活動について学内の支援体制を整備する。

## 第2 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 効果的・機動的な組織運営に関する目標を達成するための措置

ア 毎月理事会を開催し、学内の情報共有とスムーズで迅速な意思決定を行う。

イ 理事会、経営審議会、教育研究審議会の審議結果を公開する。

ウ 目的に沿った学内の12委員会を組織し、円滑な組織運営を図る。  
また、部局長等連絡会を組織し、情報の共有化を図る。

エ 各理事の役割分担について規程で明文化し、関連する部分について情報共有や打合せを定期的に行う。

(2) 教職員の協働に関する目標を達成するための措置

学内委員会を教員と事務職員が構成委員となり、情報共有しながら協働して運営することにより、一体的かつ効果的な連携を進める。  
(短大に関しても準じる。)

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で弾力的な人事制度

ア プロパー職員の採用試験を公募により実施し、採用候補者を確保する。

イ 助手の採用試験を公募により実施し、採用候補者を確保する。  
(教育研究審議会)

(2) 人事評価制度の構築

事務職員については、秋田市の人事評価制度を活用する。

(3) 教員に対する多面的な観点からの評価

多面的な観点から評価を行うために、「教育活動」、「研究活動」、「社会貢献」、「学内運営」などを教員の人事評価に関する評価指標とする人事制度を検討する。 (教育研究審議会)

(4) 教職員への研修制度の構築

ア 教職員人材育成基本方針を検討する。市からの派遣職員については、市の人材育成基本方針を準用する。

イ 学生のメンタルヘルスへの配慮を目的とした教職員研修を行う。  
(短大に関しても準じる。)

3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務処理の効率化の推進

規程、要綱のほか、取扱要領、基準などの事務処理のマニュアルを順次整備する。

(2) 事務職員の資質向上のための組織的な取組

ア 研修基本方針を策定し、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施する。市からの派遣職員については、市の研修計画に基づき研修を実施する。

イ 他大学から積極的に情報収集を行い、事務局内での情報共有を行う。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 科研費など外部競争的研究資金について、事務局を中心に情報収集を行い、教員へ積極的に情報提供する。

(2) 産学官ネットワークに登録し、企業や官公庁とのコーディネートの可能性について産学官ネットワーク事務局と情報共有を行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 物品購入について、翌月末の一括支払いを徹底し、振込手数料を最小限に抑える。

(2) インターネットの活用により、効率的な物品購入を行う。

第4 自己点検・評価および情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己評価委員会において、自己点検および評価の基本方針、実施基準等の策定について検討を進める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 大学ホームページにおいて、中期計画、財務諸表、法人規則などの情報を公開する。

(2) ホームページの大幅なリニューアルを行い、コンテンツを充実させ、積極的な情報発信を行う。（広報委員会）

(3) 後援会の会報誌「エオスニュース」の制作支援を行う。

(4) 教員や学生の作品展示や紀要の作成を行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

- 1 施設・設備の整備および活用に関する目標を達成するための措置
  - (1) 施設・設備の適正な維持管理と効果的な活用
    - ア 長期修繕計画の策定に着手する。
    - イ 防災対策マニュアルの整備を進める。
    - ウ 情報セキュリティポリシーの策定を進める。
  - 2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置  
企業等による大学支援組織を発足させる。
  - 3 安全管理に関する目標を達成するための措置
    - (1) 衛生委員会を設置し、教職員の安全衛生に関する意識向上を図る。  
(短大に関しても準じる。)
    - (2) 工作機械等の定期点検や取扱いに関する安全講習、設備ごとの管理者の配置などにより、事故等に適切に対処できるような安全管理体制を確立する。(短大に関しても準じる。)
    - (3) 事故、災害、感染症等緊急時に対応する危機管理マニュアルを作成する。(短大に関しても準じる。)
  - 4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置
    - (1) ハラスメント防止対策委員会で教職員へハラスメントに関する研修を実施する。(短大に関しても準じる。)
    - (2) カウンセリングルームの活用等により、プライバシーの保護に配慮した相談を行う。(短大に関しても準じる。)
    - (3) 経理事務マニュアルを作成するとともに、契約事務を行う職員と出納事務を行う職員とを明確に分離し、相互牽制機能を維持する。  
また、管理職用の経理事務チェック表を作成し、決裁時に確認漏れが生じないようにする。
    - (4) 不正経理の防止を図るため、外部講師を招聘し、教職員に対するコンプライアンス研修会を実施する。(短大に関しても準じる。)

(注)

特に重要な項目については下線を引き、担当する委員会名等を記載した。